

浦安市 PPP 導入指針

浦安市

令和5年1月

目 次

1 PPP の基本的な考え方	1
(1) PPP の概念	1
(2) 本導入指針が対象とする PPP 事業	1
(3) PPP 事業手法の定義	2
2 PPP 事業の実施手順	6
3 PPP 事業推進体制	7
(1) PPP 事業推進体制の概要	7
(2) PPP 事業推進体制の各役割	8
4 PPP 事業の導入を優先的に検討する要件等	11
(1) 適用要件	11
(2) 留意事項	12
(3) PPP 導入評価から除外する事業	12
5 事業の発案等	13
(1) 事業担当課からの事業発案	13
(2) 民間事業者からの事業提案	13
6 PPP 事業の発案から導入までの検討手順	15
7 PPP 事業の導入評価の方法	16
(1) 事業手法の評価手順	16
(2) 簡易な検討	18
(3) 詳細な検討	18
(4) PPP 事業事業者の選定手続き	18
(5) PPP 事業導入後の事業実施・監視等	18
(6) PPP 事業の終了	18

1 PPPの基本的な考え方

(1) PPPの概念

本市における官民連携（Public Private Partnership : PPP）とは、これまでの行政が主体となって提供していた行政サービスを、官（行政）と民（民間）が連携・協力して、互いの強みを生かし補完し合うことによって、最適な行政サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図ろうとする手法の概念を総称したものである。PFI 手法、指定管理者制度、民間委託等、様々な手法を含んでいる。

(2) 本導入指針が対象とする PPP 事業

浦安市官民連携に関する基本方針（以下「基本方針」という。）では、全ての事務事業について官民連携の視点を常に持つこと、特に公共施設の整備等に関する事項については官民連携の導入可否について必ず検討することとしている。

官民連携手法は、様々な制度や手法に分類・定義されており、本導入指針のほか、浦安市指定管理者制度運用指針や浦安市ネーミングライツ導入方針などが示されている。

本導入指針は、国から示されている「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（以下「優先的検討指針」という。）に基づく**公共施設等の整備等に関し、その対象事業の範囲や手法、PPP 事業の導入の検討手順について示すものである。**

また、本導入指針以外の PPP 事業のうち、具体的な指針が示されていない事業の導入検討に当たっては、必要に応じ本導入指針を準用して検討するものとする。

(3) PPP 事業手法の定義

1) 事業手法の区分

PFI 手法は、施設等の設計、建設・改修、維持管理・運営を民間事業者に包括的に行わせることにより、LCC (Life Cycle Cost) での財政負担額の縮減を目的とする手法であるが、施設の維持管理・運営を対象とする指定管理者制度や、施設の整備を対象とする DB 手法 (Design Build、設計施工一括発注) 等も PPP としてとらえる。

本導入指針では、表 1 のとおり代表的な PPP を類型化し定義する。

表 1 PPP 手法の分類

分類 (類型)	含まれる手法
【類型 1】 公共施設等の設計、建設・改修、維持管理・運営を担う方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 手法 (BTO 方式 (Build Transfer Operate)、BOT 方式 (Build Operate Transfer)、BOO 方式 (Build Own Operate)、RO 方式 (Rehabilitate Operate)) ・ DBO 方式 (Design Build Operate) ・ リース方式 ・ 公募設置管理制度 (Park-PFI: 都市公園が対象)
【類型 2】 公共施設等の維持管理・運営を担う方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等運営方式 (コンセッション方式) ・ 指定管理者制度 ・ 長期包括運営委託
【類型 3】 公的不動産の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期借地権方式
【類型 4】 公共施設等の設計、建設・改修を担う方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ DB 方式 (Design Build、設計・施工一括発注方式) ・ 詳細設計付工事発注方式 ・ ECI 方式 (Early Contractor Involvement) ・ DBM 方式 (Design Build Maintenance、維持管理付工事発注方式)

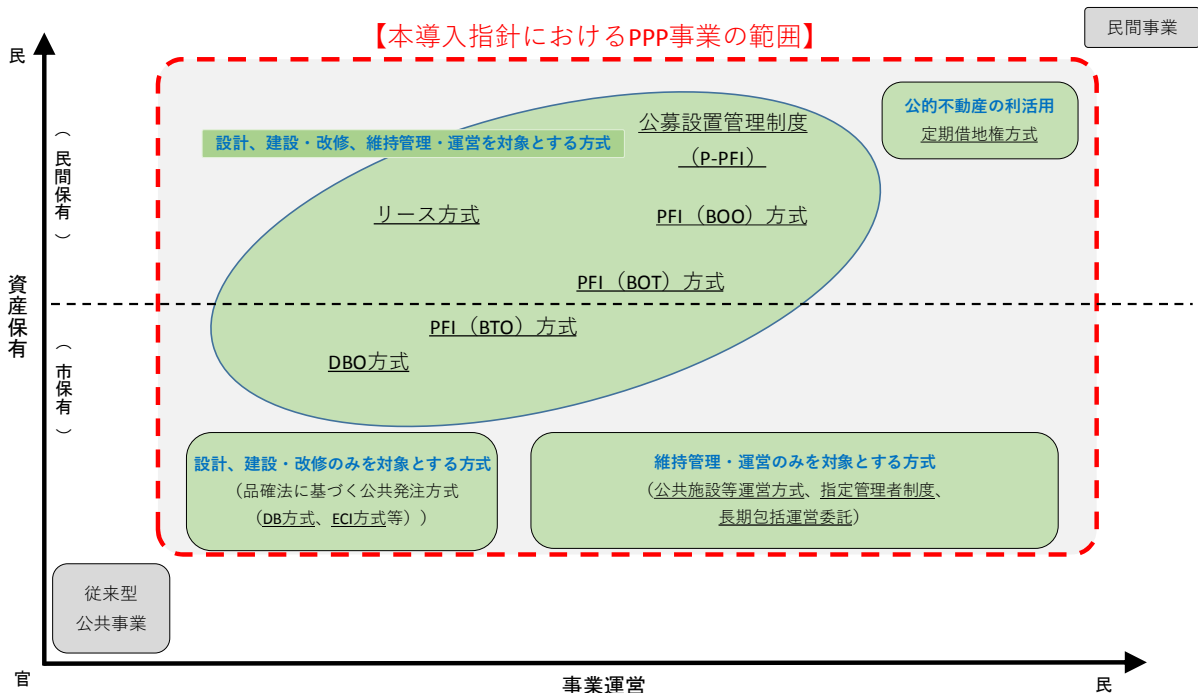


図 1 本導入指針における PPP 事業の範囲

表2 事業手法の概要

事業手法	根拠法	概要	官民間の契約形態 (民間とは、民間事業者を示す。)	民間の業務範囲				施設所有者		資金調達		事業期間の 目安	公共		民間	
				設計	建設 ・ 改修	維持 管理	運営	公共	民間	公共	民間		収入	支出	収入	支出
【類型1】公共施設等の設計、建設・改修、維持管理・運営を担う方式																
PFI手法																
BTO方式	PFI法	・民間が自ら資金調達を行い、施設を整備 ・施設完成時に、公共への施設所有権の移転を行う ・民間は事業期間中「維持管理・運営」を行い、資金を回収	事業契約	○	○	○	○	○	/	/	○	10～30年程度	サービス購入料	サービス購入料・ 利用料金等	設計・建設・ 維持管理・運営費	
BOT方式	PFI法	・民間が自ら資金調達を行い、施設を整備 ・民間は事業期間中「維持管理・運営」を行い、資金を回収・事業終了後、公共へ施設所有権の移転を行う	事業契約	○	○	○	○	○ 事業後	○ 事業中	/	○	10～30年程度	サービス購入料	サービス購入料・ 利用料金等	設計・建設・ 維持管理・運営費	
BOO方式	PFI法	・民間が自ら資金調達を行い、施設を整備 ・民間は事業期間中維持管理・運営を行い、資金を回収する。 ・事業終了後、施設の公共への移転を行わず、民間が保有継続又は施設撤去し土地を公共に返却する。	事業契約	○	○	○	○	/	○	/	○	10～30年程度	サービス購入料	サービス購入料・ 利用料金等	設計・建設・ 維持管理・運営費	
RO方式	PFI法	・民間が自ら資金調達を行い、施設を改修 ・工事完成時に改修部分の施設所有権を公共へ移転する。 ・民間は事業期間中「維持管理・運営」を行い、資金を回収する。	事業契約	○	○	○	○	○	/	/	○	10～30年程度	サービス購入料	サービス購入料・ 利用料金等	設計・建設・ 維持管理・運営費	
DBO方式	—	・公共が資金調達し、民間が施設の設計・建設・維持管理・運営を一体的に行う。	請負契約（設計・建設） 委託契約（維持管理・運営）	○	○	○	○	○			○		委託費・請負費	委託費・請負費 ・利用料金等	設計・建設・ 維持管理・運営費	
リース方式	—	・民間が自ら資金調達を行い、施設を整備 ・民間は施設を公共にリースする。 ・事業終了後、公共へ施設所有権の移転を行わず、民間が保有継続又は撤去	事業契約	○	○	○	○	△	△	/	○	10～30年程度	サービス購入料	サービス購入料・ 利用料金等	設計・建設・ 維持管理・運営費	
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園法	・民間が自ら資金調達を行い、施設を整備 ・民間は施設を公共にリース ・事業終了後、公共へ施設所有権の移転を行わず、民間が保有継続又は撤去	行政処分（許可）	○	○	○	○	/	○	/	○	10年 (20年担保)	許可使用料	特定公園施設の 設計・建設費の一部	設計・建設・ 維持管理・運営費 ・許可使用料	
【類型2】公共施設等の維持管理・運営を担う方式																
公共施設等運営方式 (コンセッション方式)	PFI法	・既存の施設に公共施設運営権を設定し、民間に運営を行わせる ・基本的に独立採算の事業が対象	事業契約			○	○	○				10～30年程度	運営権対価	利用料金等	運営費・維持管理	
指定管理者制度	地方自治法	・公の施設について指定管理者を指定し、指定管理者が維持管理・運営を長期的・包括的に行う(指定期間5年程度)	行政処分(指定)			○	○	○				5年程度	指定管理料	指定管理料・ 利用料金等	運営費・維持管理	
長期包括運営委託	—	・民間が施設の維持管理・運営を長期的・包括的に行う	委託契約			○	○	○				10～30年程度	委託費	サービス購入料 利用料金等	運営費・維持管理	

事業手法	根拠法	概要	官民間の契約形態 (民間とは、民間事業者 を示す。)	民間の業務範囲				施設所有者		資金調達		事業期間の 目安	公共		民間	
				設計	建設 ・ 改修	維持 管理	運営	公共	民間	公共	民間		収入	支出	収入	支出
【類型3】公的不動産の利活用																
1 類型～6 類型 (※下記参照)	借地借家法 地方自治法 他		事業用定期借地権設定 契約、使用貸借等	○	○	○	○	/	○	/	○	10 年以上 50 年未満	借地料		利用料金等	設計・建設・ 維持管理・運営費 ・借地料
【類型4】公共施設等の設計、建設・改修を担う方式																
DB 方式(設計・施工 一括発注方式)	品確法	・ 民間に公共施設等の設計・建設を一括し て発注する。 ・ 資金調達、所有は公共が行う。	事業契約	○	○			○		○		設計・建設期間 1～5 年程度		設計・建設の対価	サービス購入料	設計・建設費
詳細設計付工事発 注方式	品確法	・ 民間に公共施設等の設計・建設を一括し て発注する。 ・ 予備設計まで公共が実施し、詳細設計か ら一括発注する。 ・ 資金調達、所有は公共が行う。	事業契約	○	○			○		○		設計・建設期間 1～5 年程度		設計・建設の対価	サービス購入料	設計・建設費
ECI 方式 (Early Contractor Involvement)	品確法	・ 設計段階から施工者の関与を求める。 ・ 工事発注時に詳細仕様の確定が困難な 事業に対応する方式である。	事業契約	○	○			○		○		設計・建設期間 1～5 年程度		設計・建設の対価	サービス購入料	設計・建設費
DBM 方式 (維持管理付工事発 注方式)	品確法	・ 公共が資金調達し、民間が施設の設計・ 建設を行う。 ・ 施設完成後 2～3 年程度の維持管理を 組合せる。	請負契約(設計・建設) 事業契約(維持管理)	○	○	○	○	○		○		設計・建設期間 1～5 年程度、 維持管理 2～3 年程度		委託料・請負費	委託料・整備代金	設計・建設・ 維持管理費

※公的不動産の利活用の類型(「公的不動産(PRE)の活用事例集」(不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用のあり方に関する検討会:国土交通省)を参考に作成)

類型	概要		説明	事例
1 類型	建物 土地	公共 公共	公共が所有する土地に公共が建物を所有する。PFI 手法(BTO 方式)も本類型と考えられる。既存施設の他用途への転用(民間収益事業への賃貸等も含む)等も含む。	<ul style="list-style-type: none"> 新浦安駅前プラザマーレ(PFI 手法(BTO 方式)) 建物(公共所有)の全部一部の民間収益事業への賃貸 ちよだアートスクエア(廃校となった校舎のインキュベーション/研修施設としての利用等)
2 類型	建物 土地	民間 公共	公共が所有する土地に民間が使用権の設定を受けて建物を所有する(定期借地権、事業用定期借地権、使用貸借等)。この場合公共機能はテナントとして入居する。	<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学病院浦安リハビリテーション教育センター城東桐和会浦安病院
3 類型	建物 土地	公共 民間 公共	公共が所有する土地に公共と民間が建物を共有又は区分所有する。	<ul style="list-style-type: none"> 芝浦水再生センター再構築に伴う上部利用事業 出石小学校跡地整備事業 豊島区現庁舎地活用事業
4 類型	建物 土地	民間 民間	民間が所有する土地に民間が建物を所有する。この場合公共機能はテナントとして入居する。	<ul style="list-style-type: none"> J:COM 浦安音楽ホール 浦安市民プラザ Wave101
5 類型	建物 土地	民間 公共 民間	公共が所有する土地と民間が所有する土地の両方を敷地として民間が建物を所有する。土地所有者(民間)と建物所有者(民間)は異なる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> 東村山市本町地区プロジェクト
6 類型	建物 土地	公共 民間 公共 民間	公共が所有する土地と民間が所有する土地の両方を敷地として、公共と民間が建物を共有又は区分所有する。土地所有者(民間)と建物所有者(民間)は異なる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府吹田竹見台住宅民活プロジェクト 篠崎駅西部地区駅前街区公益複合施設整備プロジェクト 流山おおたかの森駅前市有地活用事業

2) 事業形態の区分

PPP 手法は、公共の関与の仕方によって、一般的に次の 3 つの形態に分類することができる。PPP 手法で実際に事業を実施する場合には、これらの形態を参考に、最も効果的、効率的な公共サービスを提供できる事業の仕組みを構築する必要がある。

① サービス購入型

サービス購入型とは、民間事業者が自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、行政がそのサービスの提供に対して対価を支払う PFI 事業の事業類型である。

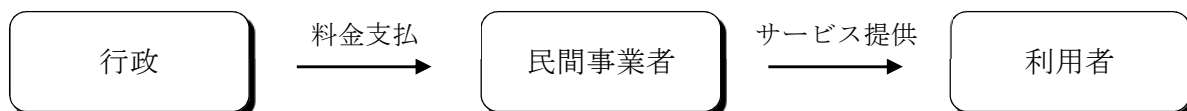


図2 サービス購入型

② 独立採算型

独立採算型とは、民間事業者が自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する PFI 事業の事業類型である。行政からの支出は生じず、行政的な許認可の付与やサービス水準の規定等、公共性の確保に関する対応のみを行い、財政的な関与は行わない。

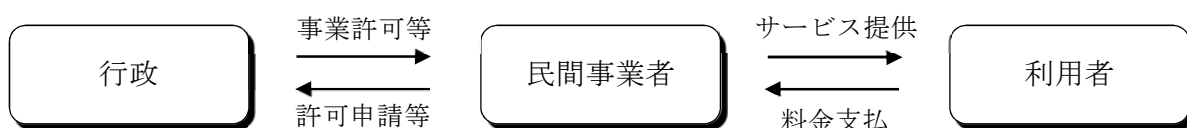


図3 独立採算型

③ ジョイントベンチャー型

ジョイントベンチャー型とは、独立採算型と同様、民間事業者が施設利用者からの料金収入により投資回収を行うが、料金収入だけでは賄うことができないと見込まれる場合に、行政からの補助金等、一定の財政的支援を得ることによって民間事業者によるサービスの提供を可能にする形態である。

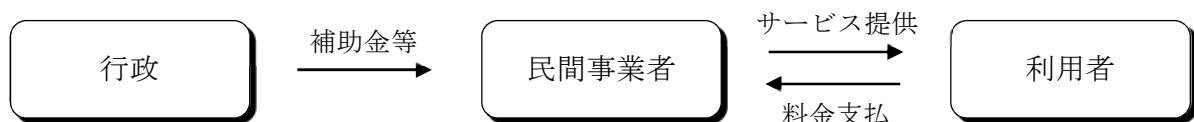


図4 ジョイントベンチャー型

2 PPP 事業の実施手順

PPP 事業は、図 5 に示すフローに従って実施する。

各業務の段階を STEP 1～6 で示しているが、このうち導入指針では STEP 1 の「事業の発案」についてのみ記載する。

事業の発案は、後述の「4 PPP 事業の導入を優先的に検討する要件等」、「5 事業の発案等」に従い実施する。

STEP 2 から STEP 6 に関しては、浦安市 PPP 実務要領（以下「実務要領」という。）において記載する。

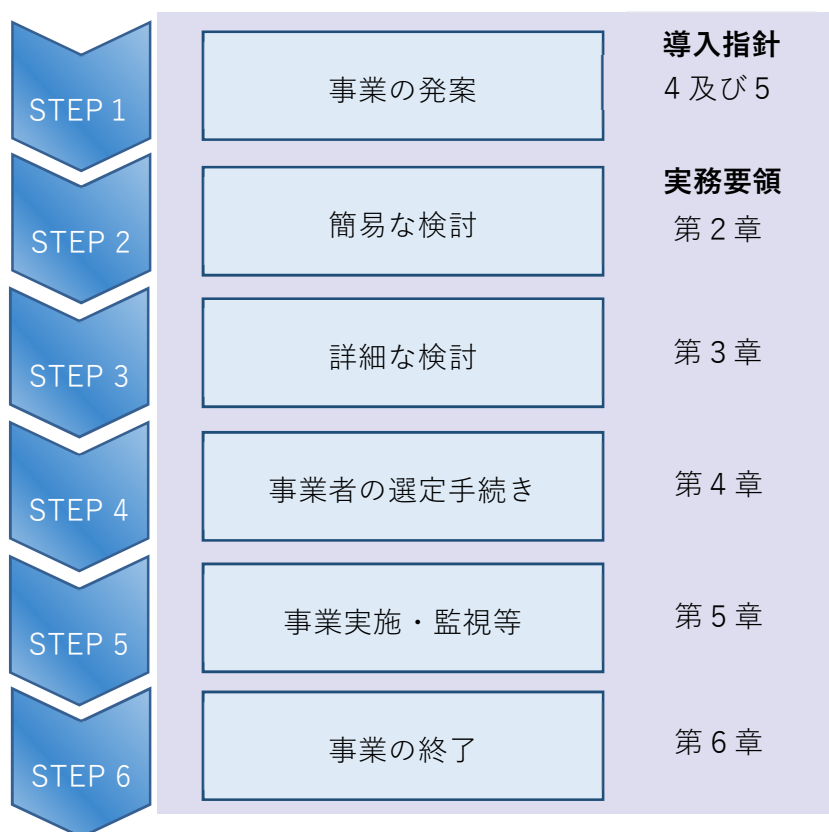


図 5 PPP 事業実施フローと導入指針、実務要領の関係

3 PPP 事業推進体制

官民連携の推進にあたっては、庁内で連携・情報共有を図りながら官民連携事業の調査研究や導入可能性の検討を行うとともに、実施に向けた具体的な手続き等を進めることが必要となる。

また、民間事業者からの提案等を一元的に受け付ける総合窓口を設けることも重要である。

これらの業務を行うためには、事業担当課、官民連携推進担当課（以下「事務局」という。）、庁内関係課が目的の達成のために統一した意識のもとで業務を進める必要がある。また、必要に応じて、事業内容や PPP 事業に詳しい外部アドバイザー等の協力を得ながら進めることが望ましい。

具体的には、事業担当課、事業を推進する上で調整が必要となる事務局や庁内関係課、事業手法や PPP 事業導入の可否を検討する PPP 推進委員会、また外部の有識者を構成員に含めた PPP 事業者選定審査委員会、さらに必要に応じて支援業務を委託する外部アドバイザー等が連携し、効率よく調整を行えるような事業推進体制を構築することが重要である。

また、PPP 手法の導入検討や実施に伴う実務は、当該事業を所管する事業担当課が主体となって行うこととし、事業担当課は、PPP 推進委員会を所管する事務局と連携・調整を図りながら事業を推進する。

(1) PPP 事業推進体制の概要

本市における PPP 事業推進体制を図式化したものであり、各担当課や各種委員会の具体的な役割を次に示す。

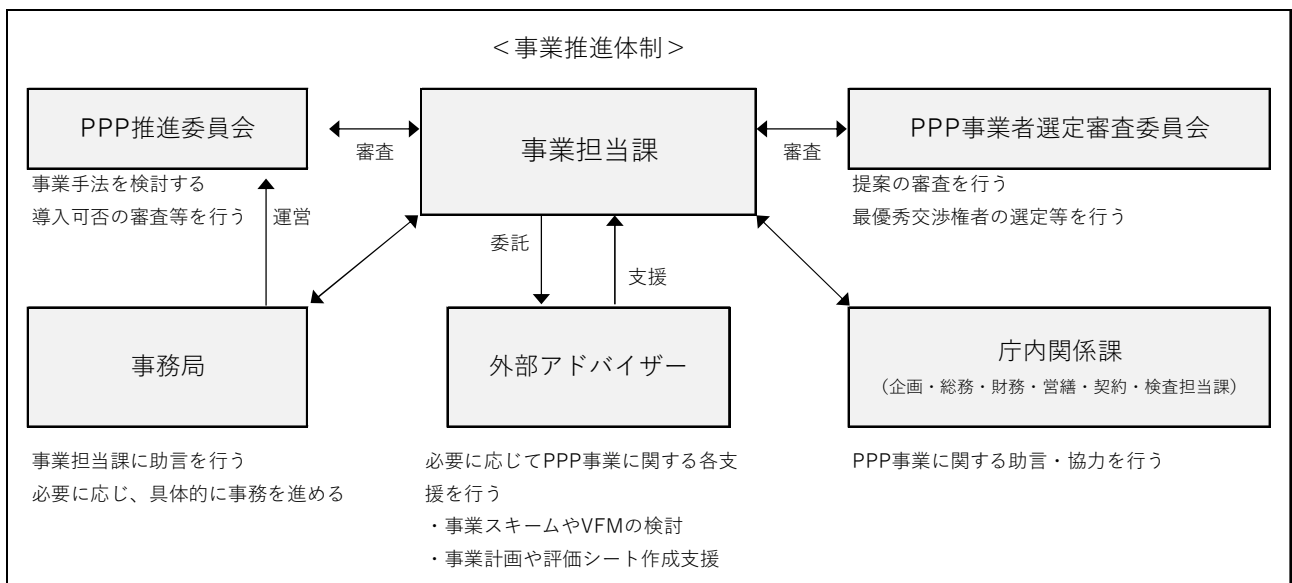


図6 PPP 事業推進体制

(2) PPP 事業推進体制の各役割

1) 事業担当課

事業担当課は、既存事業の見直しや新規事業の立案などの機会に、PPP 導入の検討及び具体的な実施にあたっての中心的な役割を担い、計画立案段階や事業化段階等において、事業手法の事前評価、導入可能性調査の実施、事業者の選定、契約や協定の締結等の具体的な事務を進めていく。

さらに、事業実施中は、事業を評価検証するとともに、そのための知識や技術等について維持・向上するよう努める。なお、適宜、事務局と連携を図りながら進めていく。

事業担当課の主な業務は以下のとおりである。

表 3 事業担当課の業務

時 期	主な業務内容
計画立案（簡易な検討）段階	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画の立案・ 事業手法の事前評価（評価シート作成・簡易 VFM の実施）・ 民間提案に対する検討・評価
詳細な検討実施段階	<ul style="list-style-type: none">・ 導入可能性調査の実施 （事業スキームの検討、サウンディング型市場調査の実施、精緻な VFM の実施等）・ 民間提案に対する検討・評価
事業化段階	<ul style="list-style-type: none">・ 外部アドバイザーの活用の検討・ 国、県、関係機関等との協議、調整・ 公募書類等の検討、策定・ 公募手続きに係る実務、関係部署と連絡・調整・ 事業契約締結等に係る手続き・ PPP 事業者選定審査委員会の運営
事業実施中	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の監視（モニタリング）・ 事業評価の実施、次期事業手法の検討
事業の終了段階	<ul style="list-style-type: none">・ 事業移管の手続き・ 事後評価報告書の作成
適宜	<ul style="list-style-type: none">・ PPP に関する情報の蓄積

2) 事務局（官民連携推進担当課）

庁内の総合調整や必要な情報の提供、調査研究など、事業担当課に助言を行い、必要に応じて事業担当課とともに具体的な事務を進める。事務局の主な業務は以下のとおりである。

- ア 民間提案の窓口
- イ PPP 推進委員会の運営
- ウ 事業担当課への助言等
- エ PPP に関する情報の蓄積・情報共有

3) 庁内関係課

PPP 事業の推進には、庁内で部内横断的な調整・連携が必要であり、特に重要な関係課の役割を次に示す。

表 4 庁内関係課の役割

関係課	主な役割
企画担当課	市の政策に関すること
総務担当課	行政改革に関すること
財政担当課	予算に関すること ・債務負担行為に関する助言等 ・起債に関する助言等
営繕担当課	建築物に係る設計、建設・改修に関すること ・要求水準書に関する助言等（類似施設との比較、近年の動向等） ・事業契約書に関する助言等 ・設計モニタリングに関する確認・助言等 ・建設モニタリングの建築工事監理業務の実施等
契約担当課	事業契約に関すること ・事業者募集に関する助言等 ・事業契約書に関する助言等 ・公募型プロポーザル方式等の事業者選定方式に関する助言等
検査担当課	建築物の検査に関すること

4) PPP 推進委員会

PPP 推進委員会は、企画担当課、総務担当課、財政担当課及び事業担当課の各担当部長級で構成するものとし、事務局は委員会の運営・事務を担当する。なお、民間提案の評価など、必要に応じ外部有識者等から意見聴取することも可能とする。また、同委員会は、部会を設置することができるものとする。

PPP 推進委員会の主な所掌事務は以下のとおりである。

- ア PPP 事業の共通課題等の整理及び対応方針の検討
- イ PPP 事業導入の可否の審査
 - ・事業手法の検討
 - ・詳細な検討の必要性の審査
 - ・民間提案における提案内容の評価

以下の手順に沿って PPP 事業導入の可否の審査等を行う。

- ①事業担当課で簡易な検討を行った事業に対し、事業手法を検討した上で、詳細な検討を行う必要性について審査する。
- ②事業担当課が詳細な検討を行った事業に対し、PPP 事業として導入の可否の審査を行う。
- ③PPP 推進委員会の審査結果は、事務局を通じて市長に報告する。

5) 外部アドバイザー

PPP 事業の実施にあたっては、VFM (Value For Money) 等の定量評価の算定、民間事業者とのリスク分担、長期にわたる事業契約の締結、業務要求水準書の策定と要求水準を一定に維持するための仕組み作り (業績に連動した支払方法やモニタリング方法) 等が事業に大きな影響を与える。また、民間の参画意欲が働くような PPP 事業スキームを構築し、適切な競争状態の中で事業者の選定を行うことが、より良い事業の成立において重要となる。

このため、財務・金融、法務、建築等の PPP に関し専門的な知識を有する外部アドバイザーを活用し、適切な助言と支援のもとで手続きを進めることも有効である。

6) PPP 事業者選定審査委員会

国の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(以下「PFI 基本方針」という。)においては、事業全体、特に事業者の選定にあたり、公平性及び透明性の確保が求められている。

このことを踏まえ、市では民間事業者からの提案の選定等に際しては、競争の透明性、公平性を維持し、提案に対する客観的な評価を行うため、外部の有識者を構成員に含めた「PPP 事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、提案書の審査を行う。なお、実施方針を策定する PPP 事業に関しては、原則、審査委員会は、事業者の選定に係る審査に先立ち、実施方針等から審査を行うものとする。

審査委員会は、個々の事業ごとに設置し、運営は事業担当課が行う。なお、審査委員会は、「浦安市附属機関の設置等に関する条例」第 2 条第 2 項の規定による短期的附属機関に該当することから、事業担当課は「浦安市附属機関等設置及び運営ガイドライン」に基づき、短期的附属機関の設置に係る手続 (告示等) を行う。

総合評価一般競争入札方式においては、あらかじめ学識経験者 2 名以上の意見聴取が必要 (地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び地方自治法施行規則第 12 条の 4) とされているが、この意見聴取は、委員に学識経験者を加えることにより、審査委員会がこれを兼ねるものとする。

また、指定管理者制度における指定管理者の選定に係る審査に当たっては、本審査委員会に関する規定にかかわらず、「浦安市指定管理者制度運用指針」に基づく「指定管理者選定等審査会」にて審査等を行うことになるため留意すること。

4 PPP事業の導入を優先的に検討する要件等

基本方針では、あらゆる事務事業において、従来の発想にとらわれることなく、官民連携事業の実施を積極的に検討することとしている。その中で本導入指針では、公共施設等の整備等のうち、以下の適用要件を踏まえて検討を行う。

(1) 適用要件

1) 一定の事業規模があること

① 事業費要件

PPP事業では、市側が負担する直接的な経常経費に加え、民間側が負担する経費等は、事業規模の大小にかかわらず一定程度発生するが、事業が一定規模以上でないとPPP導入の定量的なメリットが生み出せない可能性があり、事業への参画者が見込めない場合も考えられる。

そこで、本市においてPPP導入を優先的に検討する対象事業は、施設整備等にかかる初期投資額が概ね10億円以上、又は維持管理・運営にかかる費用が概ね年間1億円以上見込まれる事業であることを基本とする。

② 事業費要件の例外

事業費要件に該当しない事業であっても、事業の対象範囲や予測される効果等から、適用が相当と判断できる事業については、検討対象事業とする。

2) 継続的な事業ニーズがあり、官民双方で適切なリスク分担が可能であること

事業期間について国では「先行事例における事業期間は7年～30年程度」とされているように、継続的な行政サービス需要が一定期間見込める必要がある。

また、事業期間中に正確に予測できない事故、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等、様々な問題が発生する可能性があり、これらの問題が顕在化した場合に対処するため、官民双方によるリスク分担を明確にする必要がある。

このことにより、事業全体のリスク管理が効率的に行われ、適正かつ確実な事業の実施を確保することができ、より質の高いサービスの提供が期待できる。

3) 民間の技術的能力等の活用が期待できること

PPP事業では、できるだけ公共側の関与を少なく抑え、民間の経営能力や技術的能力を活用し、創意工夫により、低廉で、より質の高いサービスの提供が求められる。

また、特に「【類型4】公共施設等の設計、建設・改修等を担う方式」では、施設の整備等により積極的に民間の技術等を投入することで、効率的かつ最適な施設整備が可能となることが期待できる。

4) 民間事業者の参画が見込め、競争性が確保されていること

PPP事業では、公平性、透明性の確保という原則のもと、競争の原理により、公共の期待に応える好ましい民間事業者の提案を採用することで、コストの削減やより質の高いサービスの提供が期待できる。

また、PPP 事業は公共サービスの整備手法である一方、民間事業者にとって収益事業であり、一定の民間利益が見込める事業として民間事業者の参画可能性を向上させることにも配慮する必要がある。

(2) 留意事項

PPP 事業の対象事業選定にあたり、留意すべき事項は以下のとおりである。

1) 事業スケジュール

PPP 事業は、事業者の募集・選定期間、事業者側でのコンソーシアムの組成や提案書の作成期間等を考慮して、事業スケジュールを立てる必要がある。

2) 補助金・地方財政措置

PPP の事業手法によっては、国の補助金や地方財政措置等の適用外となる場合があり、PPP の事業手法の選定にあたっては、補助金や地方財政措置の適用外要件等について、事前に確認する必要がある。

(3) PPP 導入評価から除外する事業

次に掲げる事業は、PPP 導入評価事業の対象から除くものとする。

- ① 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
参考：「公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲について¹⁾」
- ② 災害復旧等、緊急に実施する必要がある事業
- ③ 既に PPP/PFI 手法の導入を前提としている公共施設整備事業
- ④ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提としている公共施設整備事業

¹ 内閣府：https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/kiso/kiso12_01.html

5 事業の発案等

(1) 事業担当課からの事業発案

事業担当課は「4 PPP事業の導入を優先的に検討する要件等」を踏まえ、表5を参考に評価項目を設定し、評価を行った上で、PPP事業としての導入評価を行う対象として事業の発案を行う。事業の発案を行った事業については、続けて簡易な検討を行う。

表5 事業発案の際の判断基準

規模が一定以上の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の建設・改修等の初期投資額が10億円以上、または維持管理・運営費が年間1億円以上の事業であること。 ・上記、事業費要件に該当しない事業であっても、事業の対象範囲や効果等から適用が相当と判断できる事業については検討対象事業とする。
事業構想等が具体化している事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意思に基づき、市全体の利益に繋がり市が目指すまちづくりの方向性に沿った事業として、市の計画体系に位置づけられており、基本的な事業構想等が具体化していること。
制度的な制約がなく民間に任せられる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、公共施設等の整備、運営等の一連の業務を民間事業者に任せることについて、個別の法制度等による規制や障害がないこと。
民間事業者の技術的能力を活用し、経費節減やサービス向上が期待できる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の技術的能力を活用し、経費節減やサービス向上が期待できる事業であること。
継続的な需要が見込まれる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる安定的な事業ニーズがあり、リスクを適切に民間と分担できる事業。
公共施設等の供用開始までに時間的余裕がある事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一定程度の利益を得る余地(リスクと民間利益のバランスが適切か)がある事業であること ・民間事業者の創意工夫を引き出すためには、十分な準備期間を確保する必要がある、PPP事業を導入するに当たっては、公共施設の供用開始までに十分な時間的余裕が必要であること。

(2) 民間事業者からの事業提案

事務局は、民間事業者からの官民連携に係る提案等を一元的に受け付ける総合窓口の役割を担う。寄せられた提案等については、適切な事業担当課へつなぎ、必要に応じて実現に向けた調整等を実施する。ただし、民間事業者との対話を全て事務局が担うのではなく、これまでに関係が構築されている民間事業者と事業担当課との関係を妨げるものではない。

① 提案の受付

民間事業者の提案等を事務局で受け付けた後、事業の内容に応じて事業担当課へ引き継ぐとともに、必要に応じて実現に向けた調整等を行う。

なお、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づく提案については、国の民間提案に関するマニュアル等を参考に対応する。

② 検討及び結果

事業担当課は、当該提案について簡易な検討を実施する。以降の手続きは、市発案事業と同様の手続きとし、PPP推進委員会の審査結果を踏まえ、本市としてPPP事業の導入を決定（市長決裁）する。

なお、当該PPP事業のうち、庁議に付議・報告が必要な事案については、事前に企画担当課と調整を行う。

③ 審査結果の通知及び公表

審査終了後、当該提案に対する結果について、遅滞なく当該民間事業者に通知するとともに市ホームページで公表する。

6 PPP事業の発案から導入までの検討手順

PPP事業導入の導入評価対象として発案された事業は、簡易な検討を経て事業担当課から事務局を通じ、PPP推進委員会に審査を付議する。

発案した事業に係るPPP事業導入までの標準的な検討手順は図7のとおりである。

なお、PPP既存事業における次期事業手法の検討、民間提案については、事業規模の内容等により、手順を省略できる場合もあることから、事務局と調整の上進める。

特に、民間提案において、検討に相当の時間（1年程度）を要する場合には、時期の見込みについて通知する必要がある。

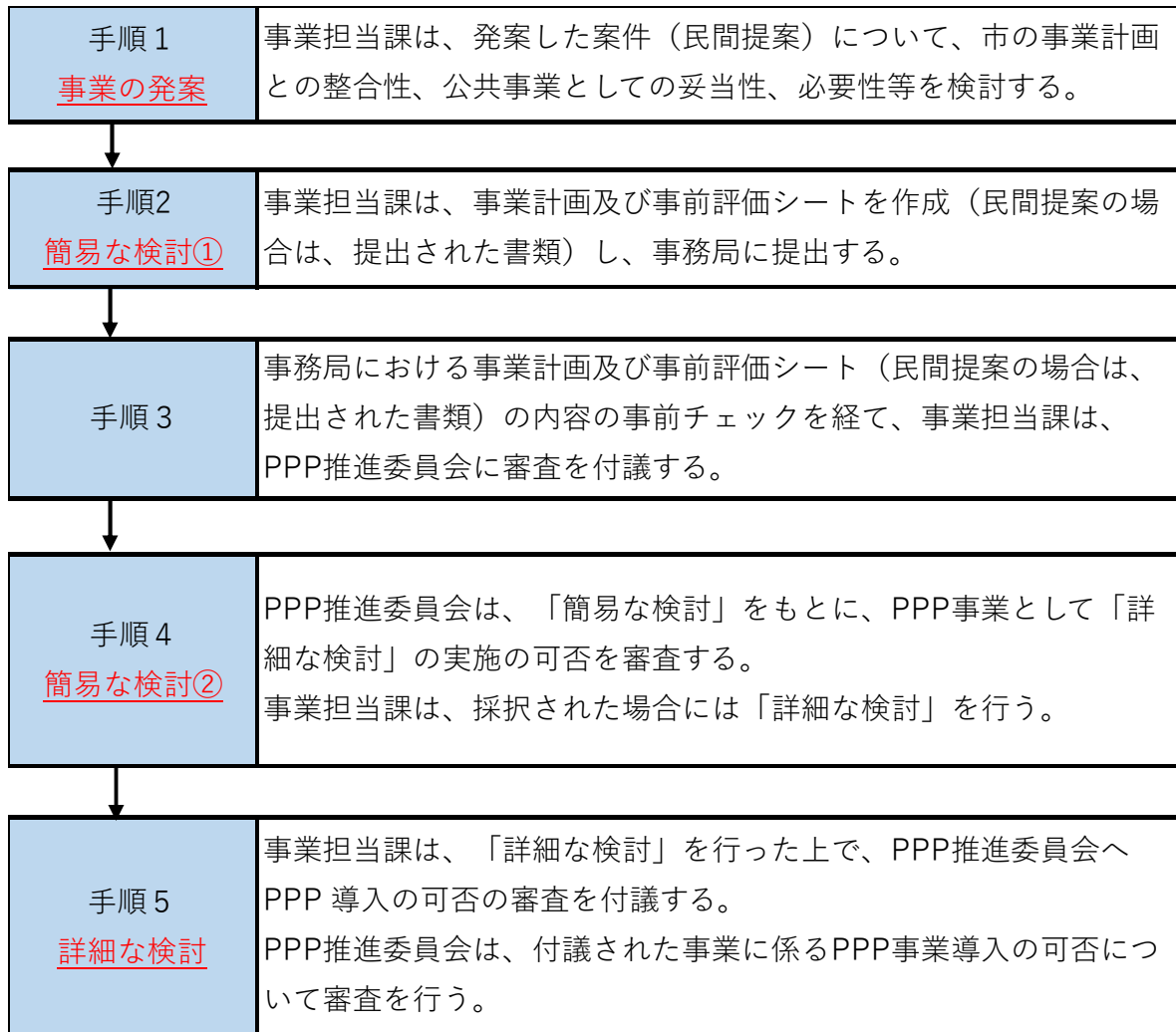


図7 事業の発案からPPP事業導入までの検討手順

7 PPP 事業の導入評価の方法

(1) 事業手法の評価手順

PPP 事業としての適用要件を満たし、発案された事業については、図 8-1 の導入評価フローに従って検討を行う。

また、既存 PPP 事業については、図 8-2 の次期事業導入評価フローに従って検討を行う。

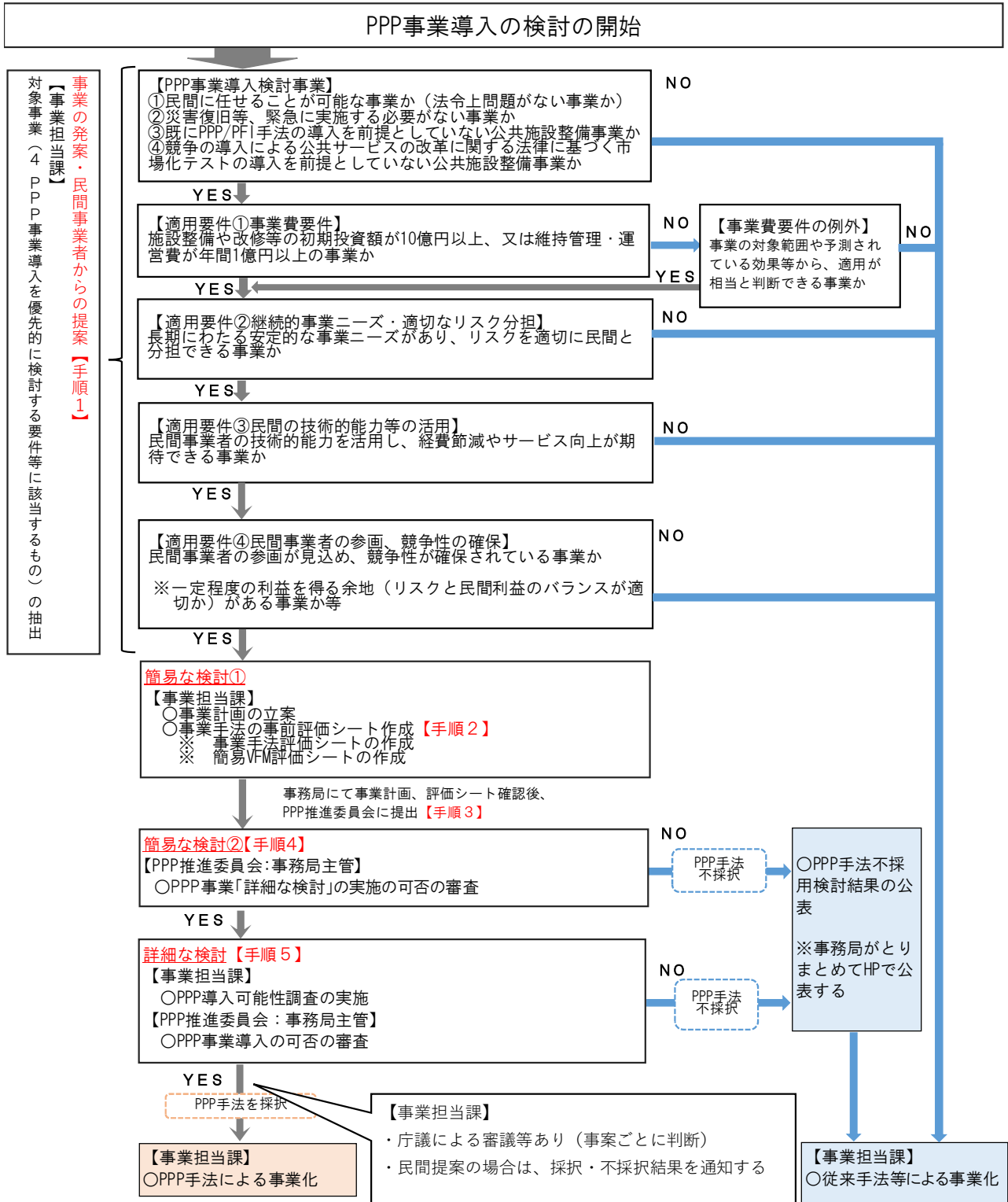


図 8-1 PPP 事業の導入評価フロー

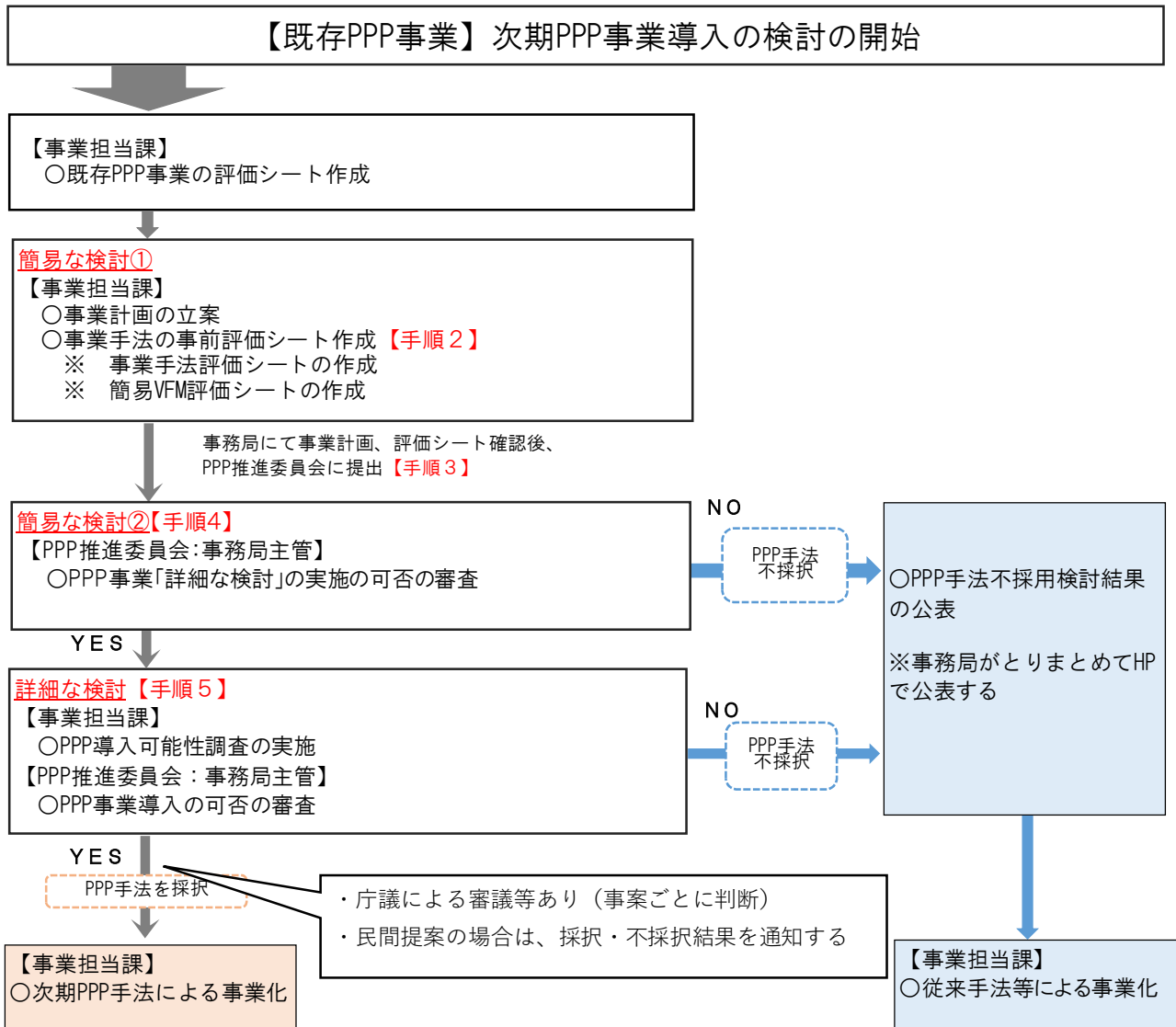


図 8 - 2 **【既存 PPP 事業】次期 PPP 事業の導入評価フロー**

(2) 簡易な検討

簡易な検討は図 8-1・8-2 の導入フローにおいて事業担当課で行う「簡易な検討①」、PPP 推進委員会で審査する「簡易な検討②」を指し、詳細な検討を行う前の「PPP 事業の導入に適する事業であるか」の見極めを行うことを目的とする。

なお、事業手法によっては、簡易な検討を省略できることから、具体的な実施方法等も含め、実務要領第 2 章「簡易な検討」を参照のこと。

(3) 詳細な検討

簡易な検討において詳細な検討を行うべきと判断された事業については、要求水準、リスク分担、事業費、VFM 等の検討を含む PPP/PFI 導入可能性調査等を行う。検討の対象となる PPP 手法によっては、検討内容が変化することに留意し、外部アドバイザーの委託を検討する。

なお、具体的な実施方法については、実務要領第 3 章「詳細な検討」を参照のこと。

(4) 事業者の選定手続き

詳細な検討の結果、PPP 事業導入が決定した場合、予算措置を講じた上で、事業者の選定手続き（実務要領第 4 章「事業者の選定手続き」）により事業を実施する民間事業者を選定する。

(5) 導入後の事業実施・監視等

PPP 事業手法を導入した事業は、その後、良質な行政サービスの維持や財政負担の軽減など導入の目的とした項目が達成されているか事業を評価・検証を行う必要がある。

そのため、事業期間中は、定期的なモニタリング等を実施し、適正かつ確実なサービスの提供についての確認を行う。

なお、具体的な運用に関しては、実務要領第 5 章「事業実施・監視等」を参照のこと。

また、事業期間満了の一定期間前に、期間満了前における事業評価を実施し、当該 PPP 手法における効果や課題等を明らかにするとともに、次期事業手法について検討する必要がある。

なお、既存事業の評価及び次期事業に関しては、実務要領第 2 章「簡易な検討」（2 既存 PPP 事業の評価及び次期事業の事業手法の検討）を参照のこと。

(6) PPP 事業の終了

事業契約書等で定める事業期間が満了した際に、契約内容に基づき、各種検査や事業移管等の手続きを行う。

また、期間満了後に事後評価を実施し、今後の同種事業の発案等の知見を蓄積するとともに PPP 手法を導入した当初決定に係る妥当性を検証する必要がある。

なお、事業の終了時の対応については、実務要領第 6 章「事業の終了」を参照のこと。